



ベトナムにおける AR-CDM の促進

日本工営(株) コンサルタント海外事業本部環境技術部 部長代理 Akihiko Sasaki
佐々木昭彦

CDM 事業の登録は 2006 年に入って加速し、2007 年 1 月末現在全世界で 492 件の CDM 事業が登録され、988 件が有効化審査中である。しかし、その殆どは排出源 CDM であり、吸収源 CDM (CDM 植林 = AR-CDM) は登録が 1 件、有効化審査中が 4 件に留まっている。このように AR-CDM が立ち遅れている要因は、①方法論承認の遅れ、②煩雑な AR-CDM のルール、③森林による二酸化炭素吸収は森林伐採や森林火災などにより大気中に再放出される可能性がある一時貯留であり(いわゆる「非永続性」)、このため AR-CDM から出るクレジットには期限が設定されていること、④森林による温室ガス吸収には時間がかかり(長期性)、また二酸化炭素吸収量の正確な予測が不可能(不確実性)という植林事業特有の問題、そして⑤CDM 化に要する追加資金が事業費に比べて高くこれが事業の採算性を抑制していること、と指摘されている。

このような AR-CDM に対する厳しい状況の中、2006 年 10 月から国際協力機構による『ベトナム国 AR-CDM 促進のための能力向上開発調査』に従事する機会を得た。本調査は、ベトナムにおける AR-CDM 促進のために、カウンターパート機関である農業地方開発省 (MARD) 林業局と MARD 傘下のベトナム林業大学及び森林科学研究所の「AR-CDM 事業形成に係る能力向上」と、同国において「AR-CDM を推進するためのビジョンと実施方策の提言」を行うことが目的である。

調査では、ベトナムにおける土地利用・所有状況を考慮し『小規模』AR-CDM の促進に焦点を絞って活動を行っている。調査の中心的活動はカウンターパートと協働で行う小規模 AR-CDM 事業の形成である。カウンターパートの意欲は非常に高く、単なる事業形成の『練習』ではなく実施を前提にした事業形成を行うことになり、第 1 次現地調査ではカウンターパートと共に約 300ha の小規模 AR-CDM 事業サイトを選定し、ベースラインバ

イオマス調査の一部も行った。サイト選定に際してはカウンターパートの参加確保のためにハノイ近郊にターゲットを絞ったが、国家事業である「5 百万 ha 植林プログラム」によって比較的アクセスの良い植林適地の多くは植林され、実施するに値する規模の AR-CDM 適地を確保することは容易ではなかった。さらに、承認済み方法論には曖昧な部分があり現場で判断に迷うこともしばしばあった。現時点では AR-CDM 事業の形成はまさに「Learning by doing」であり、出来るだけ早く 1 つでも事業を登録・実施しモデルを示すことがベトナムにおける AR-CDM 事業の促進のために重要であると実感した次第である。

今年 5 月から 11 月までの予定で実施する第 2 次現地調査では、選定したサイトにおける AR-CDM 事業計画策定を通じて PDD ドラフトを作成すると共に、ウェブサイト立ち上げと各種セミナー・ワークショップを開催する予定である。住民に対する AR-CDM 事業の具体的説明と参加型計画策定を行うことになるが、住民が事業を受入れるよう彼らに対するインセンティブを確保することが課題となる。また、実施を前提とした事業のため、例えば CSR 活動の一環として事業に出資する企業を発掘することも極めて重要となる。

ベトナムでは既に排出源 CDM は実施されている(登録 2 件、有効化審査中 7 件)。2006 年 12 月にはそれまで不明確であった CDM の具体的承認プロセスも公表され、政府の CDM 支援体制は整備されてきている。また、ベトナム政府が今年 2 月に発表した国家森林戦略(2006~2020 年)では、AR-CDM を通じた森林の環境サービスに対する支払メカニズム確立が目的及び手段として掲げられている。AR-CDM が排出源 CDM に比べて不利な状況は変わらないが、政府の支援を仰ぎながら住民への裨益や環境保全といった AR-CDM の利点を強調し、カウンターパートと AR-CDM 促進のために尽力する所存である。